

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 特定受給資格者の範囲の改正

(1) 基本手当の特定受給資格者に係る法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由として、期間の定めのある労働契約（当該期間が一年未満のものに限る。）の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと（一年以上引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った場合を除く。）を規定すること。

(2) 基本手当の特定受給資格者に係る法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由として、当分の間、法第三十三条第一項の正当な理由を規定すること。ただし、被保険者が失業した場合において、法第十三条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができない場合に限ることとする。

二 常用就職支度手当の対象者の範囲の改正

常用就職支度手当の支給対象となる季節的に雇用されていた特例受給資格者について、その通年雇用

に係る業種の限定を廃止すること。

第二 その他

一 施行期日

この省令は、平成十九年十月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。